

規程等検索業務実施要領の制定について

平成19年 1 月 26日
例規（総）第 5 号

最近改正 令和 4 年 3 月 31日例規（務）第 47号

この度、「規程検索業務実施要領の制定について」（平成14年 1 月 9 日例規（総）第 3 号）の全部を改正し、別記のとおり規程等検索業務実施要領を定め、平成19年 1 月 30日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別 記

規程等検索業務実施要領

1 趣旨

この要領は、規程等検索業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「規程等検索業務」とは、総合情報管理システムにより、訓令その他の規程、法令及び判例（以下「規程等」という。）を高度情報推進課に設置する電子計算機に登録し、並びに端末装置を使用して検索し、及び出力することができる業務をいう。

3 運用時間

規程等検索業務の運用時間は、24時間とする。

4 利用者

規程等検索業務を利用することができる者は、全職員（非常勤職員を除く。）とする。

5 運用体制

(1) 運用責任者

ア 総務部総務課に規程等検索業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

イ 運用責任者は、総務課長をもって充てる。

ウ 運用責任者は、規程等検索業務の運用について統括管理を行うものとする。

(2) 取扱主任者

ア 所属に規程等検索業務取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置く。

イ 取扱主任者は、大阪府警察行政文書管理規程（平成13年訓令第23号）第 6 条に規定する文書主任者をもって充てる。

ウ 取扱主任者は、所属における規程等検索業務の活用方法等について所属職員に周知を図るものとする。

6 登録

(1) 登録の対象となる規程等

高度情報推進課に設置する電子計算機に登録する規程等は、次に掲げるもののうち運用責任者が適当と認めるものとする。

ア 警察が所管する条例及び府規則

イ 公安委員会の規則及び規程

ウ 訓令

エ 例規通達

オ 法令

カ 判例

キ その他執務上参考となる規程

(2) 登録の実施

規程等の登録（登録した内容の修正及び削除を含む。）は、規程及び法令にあってはおおむね 3 か月ごとに、判例にあってはおおむね 6 か月ごとに運用責任者からの依頼に基づき高度情報推進課長が行うものとする。

7 検索及び出力

(1) 検索の方法

規程、法令又は判例ごとに、検索したい任意の語句を入力することにより、当該語句が用いられている規程等を検索し、画面に表示することができる。

(2) 出力

規程等ごとに、その全部又は一部を印字することができる。

8 情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第2号）第11条第1項の規定により、規程等検索業務において取り扱う情報の分類については、機密性2（中）情報、完全性2（高）情報及び可用性2（高）情報とする。

9 適正な利用の促進

所属長は、規程等検索業務の適正な利用の促進に努めるものとする。